新型コロナウイルス感染症への市の対応について（2 月 10 日版）

令和 2 年 2 月 10 日（月） 9 時時点での内容をお知らせします。

1．県内・市内での確定患者の発生

なし

2．相談体制

あかし保健所に**「帰国者・接触者相談センター」**を 2 月 7 日に設置。現在既に開設している専用ダイヤルを同センターに位置付ける。

（医療体制の整った「帰国者・接触者外来」に確実につなぐために設置）

専用電話	受付時間
078－918－5439(あかし保健所内)	平日　8:55～17:40

受付時間外は明石市役所代表を通じ、24 時間対応（休祝日含む）

3．医療体制

・市内の医療機関に**「帰国者・接触者外来」**を 2 月 7 日に設置。（病院名は公表しない）

・「帰国者・相談者相談センター」に相談があり、**疑い例※**に合致すれば、「帰国者・接触者外来」を受診案内。

・「帰国者・接触者外来」で検体（喀痰など）を採取し、県立健康科学研究所（加古川市）で検査。（検査には７時間程度の時間がかかる）

・新型コロナウイルス感染症の陽性結果がでれば、「帰国者・接触者外来」から**「感染症指定医療機関（県立加古川医療センター等）」**へ搬送。

・患者との濃厚接触者は、厚生労働省通知の基準によって、保健所が判断し、２週間の健康観察を行う。

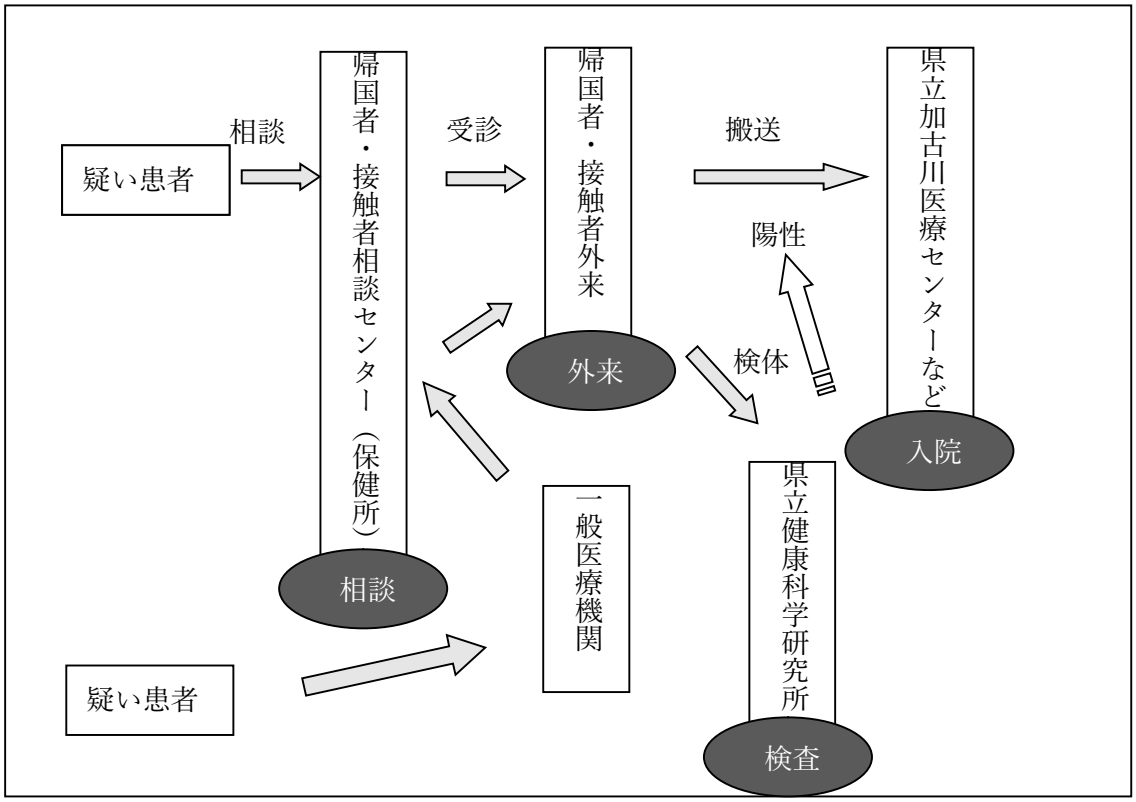

※新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義（現時点の定義であり、今後変更の可能性がある。）

以下のＩおよびIIを満たす場合を「疑い例」とする。

Ⅰ 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

II 発症から 2 週間以内に、以下の（ア)、(イ）の曝露歴のいずれかを満たす。

（ア）武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

（イ）「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

４．学校園の対応

・中国から帰国する児童・生徒の就学について、原則として経過観察の期間以後とするなどの取り決めを教育委員会から学校園へ周知。

５．福祉施設等における対応

・「障害福祉サービス事業所等」及び「介護保険施設等」に対して、感染対策の徹底についての文書を発出

６．その他

・市内発生の場合、「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を設置。厚生労働省、県の記者発表等に合わせ、市においても記者発表等を行う予定。

・消毒液の設置は、市内発生以後。市庁舎や市民センター等に設置予定。備蓄数に限りがあることから、場所を限定して設置する。

・Q&A は保健所が作成、随時更新し IPK 掲示板に掲載。

・市民へのお知らせは、明石市ホームページ「お知らせ」トップに掲載。

・「新型コロナウイルス感染症対策調整会議」（総合安全対策室、あかし保健所、関係室長・課長等で構成する実務者会議）を週 1 回程度開催（1/22,2/6)、結果は必要に応じて本資料のようにまとめ IPK 掲示版に掲載。

作成：総合安全対策室安全管理担当　内線２４３１　外線０７８－９１８－５０６９

あかし保健所保健予防課　内線８０２３～８０２５　外線０７８－９１８－５４２１